

市議団速報

HP <http://www.jcp-niigata-shigidan.com> No.276

2021年7月29日

日本共産党新潟市議会議員団

電話 025-226-3450

FAX 025-223-7748

Mail jimukyoku@jcp-niigata-shigidan.com

自衛隊への若者の名簿提供に抗議する！

新潟市は、自衛官募集のために紙媒体（宛名シール）で、市内の18歳と22歳の若者の名簿を自衛隊に提供することを決定しました。日本共産党新潟市議団は7月28日、若者を戦場に送り、命の危険にさらすことは許されないとして個人情報の提供に抗議する声明を発表しました。

新潟市の自衛隊への個人情報の提供に抗議する声明

2021年7月28日

日本共産党新潟市議会議員団

1 新潟市はこのたび、自衛官募集対象者情報の自衛隊への提供について、令和3年度（2021年度）7月に自衛隊と覚書を締結し、翌年度18歳及び22歳になる若者の住所、氏名を紙媒体（宛名シール）にして提供するとした。この後、提供を望まない市民の個人情報を除外するための周知、受付を経て12月に名簿を提供するとのことである。

日本共産党新潟市議団は新潟市の方針に対し、断固として抗議し、撤回を求める。

2 自衛隊はこれまで新潟市に対し、住民基本台帳の閲覧請求に続き、紙媒体による資料請求をしてきた。これに対し、新潟市は紙媒体等での提供によらず、住民基本台帳の一部の写しの閲覧で対応してきた。このたび新潟市は「翌年度18歳及び22歳になる」若者の「氏名、住所」を「電子媒体で提供」する素案を提示した。

この動きに対し、日本共産党新潟市議団、民主にいがた、市民ネットにいがたと無所属の14人の議員は共同で個人情報の提供を行わないよう申し入れた。さらに婦人団体、青年団体等も抗議の声を上げた。

3 新潟市は、現状の「閲覧」における書き出し方を電子媒体での提供に変更しようとしたものの、結局紙媒体（宛名シール）での提供に変更したのである。

自衛隊員の募集は自衛隊法97条及び自衛隊法施行令第120条が根拠とされているが、97条は単なる「募集に関する事務」の規定であり、名簿の提供の記述はない。また施行令120条は「資料の提出を求めることができる」とあるが、防衛大臣は「依頼をしても、こたえる義務というのは必ずしもない」と国会で答弁しているように地方自治体には資料提出の義務はないことを改めて指摘しておく。

4 憲法13条で「個人の尊厳」「人格権」「プライバシー権」が保障されている。何人もこれを侵害することはできない。今回の措置は新潟市が自ら個人情報を提供する姿勢を示したに等しく、市民の自己情報コントロール権を侵害するものである。

まして対象は若者である。先に発表された防衛白書には新たに台湾に関する記述が加わった。政府幹部から「存立危機事態」の発言も出るなど、2015年に強行された安保法制に基づき、自衛隊員が集団的自衛権の行使により命の危険にさらされる危惧が現実味を帯びつつあり、新潟市の若者が戦場に送られることに新潟市が手を貸す事態になりかねない。

日本共産党新潟市議団は新潟市に対し、市内の若者の個人情報を自衛隊に提供しないことを強く求めるものである。

